

1-1 研究の背景と目的

日本の多くの都市には、今日においても、魅力的な歴史ある空間が存在している。その成り立ちは、街道沿いの宿場町、城下町の武家地や町人地、寺社の門前町、あるいは農村集落などとしてたどることができ、当時の面影を住まいや小路、あるいは小さな川のたたずまいのそこかしこからうかがうことができる。しかし、生きた町並みとして今日に至っているものもあれば、手入れが行き届かず老朽化の激しいものもある。また、近代都市計画の名のもとに消えゆく運命を与えられたものもある。いずれにしても、これらの歴史的空間は、空間機能の変化や建造物の老朽度を超えて、また、そこで繰り広げられた歴史的悲喜劇とは別に、年月をかけて醸成された空間の心地よさを与えてくれるものであり、都市における重要な環境要素として位置づけられる。

ここで、わが国の戦後の歴史的環境保全の動きを既往文献を参考にして概括してみる^{*1、*2}。昭和30年代から40年代にかけて日本全体におよんだ高度経済成長の波にのり、国土開発が地方都市まで浸透した結果、これまであまり目立ってなかった変化のなかった地方都市が急速な変貌を遂げるようになった。即ち、生活様式や産業形態の変化とともに古い民家にとって代わり新しい住宅や種々の建築が建設され、また自動車の普及に応じて道路が拡幅あるいは新設されて、町の景観が大きく変わったのである。それは、ともすれば以前のような地方独自の個性あるものとまったく違った画一的で平板化した都市空間となった。このような状況に対し、昭和30年代後半には、地方の有識者あるいは市町村等の行政職員の中から伝統的な都市空間を保存しようという先験的な動きが生まれてきた。そして各市町村で独自の民間組織（高山市・上三之町保存会、南木曾町・妻籠を愛する会等）ができ、また条例（金沢市、倉敷市等）などが制定された。こうした地域の動きを受け、国は昭和41年より昭和52年にかけて民家緊急調査を全国的に行い、昭和50年には文化財保護法を改正し、建築群として魅力を持つ伝統的建造物とこれと一体をなす周辺環境（この両者を「歴史的環境」と呼ぶ）を文化財として位置づけた。一方、昭和52年の第三次全国総合開発計画の中では「地域の開発にあっては歴史的環境の保全が開発の価値を高めるものであるとの認識の上に立って再評価を行い、その活用を図ることが必要である」と明記され、初めて国土開発計画において歴史的環境の意義付けが行われた。これらの動きと並行して日本建築学会では近代建築を対象に全国調査を昭和48年より昭和55年にかけて行い「日本近代建築総覧」として刊行している。また、町並みに関する全国的組織として昭和49年に「全国町並み保存連盟」ができ、昭和53年より「全国町並みゼミ」が毎年開かれ、町並み保存運動を展開している。

こうした歴史的環境保全の動きが確実に各方面に普及している一方、活発な経済活動にもとづく開発により歴史的空間がなくなりつつあることも事実である。特に都市の中心部分は過去の歴史的な部分の上に現在の経済活動の中心が重なっており、しかも、中心部であるが故に都市計画的に高容積開発が保証され、京都に代表されるような町家によって構成された歴史的都市空間は急速になくなりつつある。このような状況は、高速交通網が整備され開発ポテンシャルが高まりつつある地方都市において、今後ますます増長されるものと想定される。また、多くの都市の歴史的空間は国の定める伝統的建造物群保存地区に指定されておらず、その存続は極めて困難な状況におかれているといえよう。

以上のような背景のもとに、本研究は、都市の歴史的空間を都市計画要素として認識し、それを後世に伝える方策を検討することを目的としている。

[1 - 1 の参考文献]

- *1 児玉幸多、仲野浩編（1979）：文化財の保護の実務、柏書房
- *2 西山卯三監修、観光資源保護財団編（1981）：歴史的町並み事典、柏書房